

高知大学地域協働学部教授会規則

平成27年3月25日
規則第144号

最終改正 令和7年2月21日規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学教授会規則（以下「教授会規則」という。）第8条の規定に基づき、地域協働学部教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(教授会の組織)

第2条 教授会規則第3条第1項の定めるところにより、教授会は、地域協働学部（以下「学部」という。）に基幹教員として配置することとされた教授、准教授、講師及び助教（以下「教授等」という。）並びに総合人間自然科学研究科専門職学位課程教職実践高度化専攻に専任教員として配置することとされた教授等並びに保健管理センター、学内共同教育研究施設、全国共同利用施設及び機構に基幹教員として配置することとされた教授等のうち、学部に兼任担当として配置することとされた教授等をもって組織する。

2 前項の教授会構成員に関しては、別に定める。

(議長及び教授会の開催)

第3条 教授会に議長を置き、地域協働学部長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。

4 教授会は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

5 教授会構成員の5分の1以上の者が、議題とその理由を示して教授会の開催を求めた場合は、議長は、これを開催しなければならない。

6 会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員の員数に含まれない。

(構成員以外の者の出席)

第4条 教授会が必要と認めるときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(教授会の審議事項)

第5条 教授会は、教授会規則第5条第1項第1号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学、並びにその他学生の身分に関する事項
- (2) 学部内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (3) 学部の教育組織に関する基本的事項
- (4) 各種委員等の選出に関する事項
- (5) 教員配置の要請に関する事項
- (6) その他学部の組織及び教育に関する事項

(議題の提出)

第6条 教授会構成員は、事前又は当日に複数人の賛同を得て議題を提出することができる。

(議題の通知)

第7条 議長は、教授会の議題をあらかじめ通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、議題を当日に追加することができる。

(運営会議)

第8条 教授会は、学部の教育や管理運営の重要事項に関し意見を聴くため、高知大学地域協働学部運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、教授会から付託された事項について審議する。
- 3 運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会等への委任)

第9条 教授会は、教授会の所轄する事項を、教授会の議に基づいて設置した委員会に委任することができる。

- 2 設置する委員会の規則等は、別に定める。

(議事の決定)

第10条 教授会の議決が必要な場合には、出席する構成員の過半数の賛成を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(議事要録)

第11条 教授会は、議事要録（配布資料を含む。）を作成し、保管するものとする。

- 2 学部長は、議事要録の確認を行う。
- 3 教授会構成員は、議事要録を閲覧することができる。

(庶務)

第12条 教授会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日規則第6号)

この規則は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年2月21日規則第65号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。